

FAX送信用

令和元年 9 月 9 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の令和元年 8 月末までに把握した業種別労働災害発生状況の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ
(http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html) にも苫小牧署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月 10 日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第 2 方面
電話：0144-33-7396

令和元年 業種別労働災害発生状況

(令和元年8月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別		令和元年				平成30年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計			(25) 275	(25) 275	77	2	(18) 318	(18) 320	89	-45	-14.1	100.0
除く鉱業計			(25) 275	(25) 275	77	2	(18) 318	(18) 320	89	-45	-14.1	100.0
製 造 業			(10) 70	(10) 70	21	1	62	63	12	7	11.1	25.5
内 訳	食 料 品		(9) 30	(9) 30	8		15	15	3	15	100.0	10.9
	木材木製品		4	4			5	5		-1	-20.0	1.5
	紙・パルプ		(1) 1	(1) 1			2	2		-1	-50.0	0.4
	窯業・土石		7	7	3	1	4	5	1	2	40.0	2.5
	金属・機器		9	9	2		11	11	2	-2	-18.2	3.3
	輸送用機械		4	4	3		4	4	1			1.5
	そ の 他		15	15	5		21	21	5	-6	-28.6	5.5
鉱 業												
土 石 採 取			1	1						1		0.4
建 設 業			(3) 29	(3) 29	6		(2) 34	(2) 34	9	-5	-14.7	10.5
内 訳	土木工事業		(2) 12	(2) 12	4		10	10	3	2	20.0	4.4
	建築工事業		10	10	1		14	14	4	-4	-28.6	3.6
	木造建築業		4	4			6	6	1	-2	-33.3	1.5
	その他の 工 事 業		(1) 3	(1) 3	1		(2) 4	(2) 4	1	-1	-25.0	1.1
道路貨物運送業			(6) 49	(6) 49	4		(6) 49	(6) 49	9			17.8
その他の運輸業			(1) 11	(1) 11	3		(1) 12	(1) 12	6	-1	-8.3	4.0
陸上貨物取扱業												
港 湾 荷 役 業			4	4	2		4	4				1.5
林 業			1	1	1		4	4		-3	-75.0	0.4
漁 業			1	1	1		1	1	1			0.4
卸売・小売業			28	28	15		(2) 36	(2) 36	18	-8	-22.2	10.2
清 掃 業			9	9	1		(1) 16	(1) 16	8	-7	-43.8	3.3
ゴ ル フ 場			(1) 5	(1) 5		1	9	10	3	-5	-50.0	1.8
その他の事業			(4) 67	(4) 67	23		(6) 91	(6) 91	23	-24	-26.4	24.4

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

本統計は速報値であり、修正することかがあります。

令和元年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和元年8月末現在）

区分 業種別	令和元年				平成30年				対前年		業種割合
	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業		8	8	3		10	10	2	-2	-20.0	2.9
畜 産 業		17	17	3		27	27	3	-10	-37.0	6.2
理 美 容 業											
その他の 商 業		(1) 3	(1) 3			(1) 5	(1) 5	1	-2	-40.0	1.1
金融・広告業											
映画・演劇業											
通 信 業		(1) 3	(1) 3	2		(3) 6	(3) 6	3	-3	-50.0	1.1
教育・研究業						3	3		-3	-100.0	
保健・衛生業		(2) 21	(2) 21	9		(1) 20	(1) 20	6	1	5.0	7.6
飲 食 店		6	6	3		8	8	3	-2	-25.0	2.2
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）		7	7	3		5	5	1	2	40.0	2.5
その他の 事 業		2	2			(1) 7	(1) 7	4	-5	-71.4	0.7
合 計		(4) 67	(4) 67	23		(6) 91	(6) 91	23	-24	-26.4	24.4

令和元年 死亡災害発生状況

(令和元年8月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要									
死亡労働災害は発生していません																

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
死亡件数	7	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	62 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

令和元年8月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は275件で、前年同期と比べ45件(14.1%)減少しています。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、食料品製造業が15件(100.0%)増、窯業・土石製品製造業が2件(40.0%)増、その他の接客娯楽業が2件(40.0%)増、土木工事業が2件(20.0%)増となっています。

事故の型別では多い順に、「転倒」が77件(28.0%)、「墜落・転落」が40件(14.5%)、「動作の反動・無理な動作」が30件(10.9%)となっています。

2 令和元年度全国労働衛生週間について

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和元年度も10月1日から10月7日までを全国労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備月間としています。

令和元年度「全国労働衛生週間」スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

改正労働安全衛生法(平成31年4月1日施行)に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に取り組みましょう。

3 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」について

北海道労働局では、全国労働衛生週間準備期間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として粉じん障害防止対策の推進を図ることとしています。

粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気をじん肺といい、初期症状は息切れ・咳・痰が増えるなどですが、進行すると肺の組織が壊され、呼吸困難を引き起こします。また、気管支炎、肺がん、気胸などの合併症にかかりやすくなるので注意が必要です。

粉じん作業が行われる事業場におかれましては、本月間の実施について関係労働者に周知し、粉じん作業場のパトロール、労働衛生教育、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等、粉じんのばく露低減を進めてください。

4 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を重点に、5月1日から9月30日まで、STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを実施しています。

詳細は厚生労働省ホームページを御覧ください。